

山崎廣明著

『昭和金融恐慌』

(東洋経済新報社, 2000年4月)

小 林 和 子

はじめに

「降る雪や明治は遠くなりけり」と詠んだのは中村草田男であるが、昭和はなかなか遠くならない。とりわけ平成7年(1995)8月末の兵庫銀行・木津信用組合に始まる金融機関破綻続出以後、昭和初めの金融恐慌は、遠景から急速に近景に引き寄せられた感がある。金融機関破綻時の救済型の対応がこの金融恐慌時に原型が形作られたこと、また平成9年金融不安が一気に高まった後の一般国民の金融資産保有行動の超保守化も、金融恐慌後のそれと酷似している。平均寿命が延びた近年では、昭和2年(1927)の金融恐慌を覚えておられる方も少なくない。現在80才の方ならば、当時7才前後である。アナリスト協会会長をなさった北村一男氏からは「子供のころ、金融恐慌当日、銀行がなにかおかしいようだから行って見てくるように、と母に言われて見に行った」と伺ったことがある。三重県下とのことだった。現在90才であれば預金通帳を持って「取り付け」現場に居られた方もあろう。金融恐慌は、当時の日本国民の相当部分に共通の衝撃的体験であったと思

われる。

本書はその金融恐慌について、73年の時間的経過の後、とりわけそれだけの時間を隔ててなお金融恐慌の残像が再び生々しく蘇った信用不安の経験の後、日本の戦前戦後の経営史を専門にする学者の手によって、新たな観点から分析・評価されたものである。

構成と概要

本書は以下の5章と序およびむすびの章からなる。

- I 金融恐慌の歴史的位置
- II 金融恐慌下の銀行休業
- III 休業銀行・被合併銀行の破綻とその原因
- IV 休業銀行の整理と昭和銀行の設立
- V 昭和銀行の業務の展開

著者によるはしがきと序によれば、平成年間に生じた金融不安(ときには平成金融恐慌かという表現も見られた)と比較検討する過程で、改めて昭和金融恐慌の全体像を捉え、「歴史に学ぶ」必要が重視され、「金融恐慌史」研究の空白であった受け皿銀行たる「昭和銀行」の活動の後半期に焦点を当てたとされる。いま一つ

の焦点は著者の造詣深い日本の産業構造転換の分析とこの金融恐慌の有機的な関連を解明することである。

I 金融恐慌の歴史的位置

昭和2年金融恐慌は単に(第1次世界大戦中・後の)バブル経済の破綻の処理の失敗という経済政策の選択の問題(に焦点を当てて捉えられることが多いが、それ)を超えて、経済構造の変化とも密接に関連していると思われる。当時の日本が慢性的不況状態にあったという理解は表面的には誤りではないが、他国と比較して見ると日本が新興の電力・私鉄業を中心とした産業構造の転換過程にあり、それらの成長力を主因として「相対的高成長」を遂げていたことが明らかである。民間重化学工業も基軸産業の一角を構成するようになった。こうした重要産業の担い手である大資産家層においても、4大財閥以外の民間大資産家層が力を失った。4大財閥はもちろん代表的な同系銀行を持ったが、二流財閥系およびその他の大資産家層も多く同族的銀行を兼営し、機関銀行として活用し、場合によっては命運をともにすることがあった。預貸率・預証率の指標で見ると、すでに金融恐慌以前の段階で、Iグループ(5大銀行を中心とする都市大銀行、地方所在「中位銀行」とIIグループ(一部の都市大銀行、大部分の都市所在「中位銀行」)に分かれ、金融恐慌による休業銀行や被合併銀行は経営安定型のIグループには属していなかった。

金融恐慌の結果、都市大銀行・「中位銀行」の脆弱な部分が整理され、都市銀行の経営は健全化した。それには、当の恐慌最中に公布され、翌3年1月1日から施行された銀行法の厳しい制約が銀行整理を強行させたことが大きな

力となった。

II 金融恐慌下の銀行休業

Iで狭い意味の金融恐慌の背景とされたところから始めて金融恐慌の過程が叙述され、休業・破綻し、解散あるいは後に合併された銀行について分析される。普通銀行の預金・貸し出しランキングに当てはめると、休業銀行には20大銀行やそれに準ずる大銀行が多く含まれた。休業銀行のうち最大規模であった台湾銀行(日銀特融を受けて単独整理・開業)、十五銀行(単独整理・開業)を別格として除くと、「他行へ合併または買収されたものが67.7%」に及び、「単独開業中のもの」は5.6%にすぎないという数字が出されている。合併・買収先は、1. 新設の昭和銀行(中井、久喜、村井、中沢、八十四、近江、泰昌)、2. 横浜興信銀行(左右田)、3. 阿波商業銀行(徳島)である。2と3は小規模で地域的な絆が強く、大半は1に集中したといえる。

III 休業銀行・被合併銀行の破綻とその原因

休業銀行救済処理のために設立された昭和銀行に吸収された7銀行について個別に分析される。

近江銀行 明治27年設立(資本金50万円)、近江系綿業金融から始まり規模拡大を続けるが、大戦後ブーム崩壊による綿業経営困難で打撃を受ける。反動恐慌当時から預金取り付けがあり、大正13年に1度日銀融通を受けて整理したが、金融恐慌で再度激しい取り付けに見舞われる。綿糸布織物業を中心とする大口貸し出しの固定が破綻の主因。整理案への預金者の調印決定数を集めて債権者と和議、昭和銀行との合

併を決定。

村井銀行 明治37年合名会社村井銀行設立、大正6年設立の株式会社村井銀行が同7年合名会社を合併、資本金1,000万円。全株式は村井一族所有の機関銀行で、反動恐慌以来幾たびも一族の事業の状況と金融不安により影響され、「秘密裡の整理」も考えられたが、金融恐慌で決定的な打撃を受ける。貸出しの7割が不良貸出の多い村井関係（朝鮮の農場経営、鉱山、貿易等）か大口貸出に集中。保有震災手形1,400万円が回収不能として日銀特融に対する損失補償決定、最終的に債権者の整理案賛成を得て昭和銀行との合併決定。

八十四銀行 石川県の旧第八十四国立銀行（生糸・絹織物業融資）を東京の中沢が引継ぎ、明治30年設立（資本金18万円）、ブーム期に中沢家関係事業融資を拡大、反動恐慌以後の不振で貸出の多くが固定化、不良資産は中沢家関係貸出とその他大口貸出に集中。最終的に整理案が承諾され、昭和銀行への合併決定。

中沢銀行 八十四銀行を引き継いだ東京の中沢が明治30年に興業貯蓄銀行を設立、大正9年普通銀行に改組・中沢銀行に改称（500万円）、中沢家関係事業の機関銀行となるが設立当初から反動恐慌にぶつかり、世間的にも震災手形所持銀行として知られた。金融恐慌時には八十四銀行と共に早期に休業。貸出は中沢家関係（貿易、商業等）に集中、そのほぼすべてが回収不能。預金の「便法支払い」の進展により預金者全員の調印を得て昭和銀行への合併決定。

中井銀行 明治16年東京の中井が設立した個人銀行を大正2年に合名に、大正9年に株式組織にした（資本金500万円）。主たる取引先の薬種商・染料商が反動恐慌で打撃を受け、関東大震災による本支店焼失がさらなる打撃を与え、

大正14年には巨額の預金引き出し、昭和元年末にはすでに緩慢な預金取り付け状態になる。金融恐慌初期に東京渡辺銀行閉店後4日間の巨額の預金取り付けで休業。大口貸出（上毛モスリン、高田商会、川北電気企業）の相当部分が回収困難状況。同じく「便法支払い」に助けられて調印、昭和銀行への合併を決定。

久喜銀行 明治31年設立の埼玉南部の小銀行、すでに大正6年に経営困難後徹底整理、再度拡大し、営業は好成绩だったが金融恐慌で中井銀行の埼玉内支店の預金取り付けの余波を受けて休業、商工業の資金需要が少なく他銀行預け金を主要収益源としていた事情もあり、昭和銀行への合併を決定。

営業中の銀行の業務継承（尾張屋銀行、豊国銀行） 尾張屋銀行は明治33年に東京の有力な質屋等により設立され（20万円）、順調に拡大したが、関東大震災により業績停滞、金融恐慌期には安田銀行の助力で切り抜けるが、その後の不振継続で、昭和銀行への合併を決定。豊国銀行は明治40年に醤油製造業浜口等が同系の武総銀行を実質的に引き継ぐ形で設立され（1,000万円）、浜口同族他の大資産家層が経営を支配した。金融恐慌以後、預金取り付けが継続し、資産の余裕を残して昭和銀行への合併を決定。

営業中で資産負債の一部を譲渡、後に本体を清算（若尾銀行、泰昌銀行、藤田銀行） 若尾銀行は山梨の富豪若尾により明治26年に無限責任会社として設立され、明治30年に合名会社に改組、大正6年に株式会社に改組（資本金500万円）、若尾関係事業の機関銀行性が強く、その興亡に連動して業績が悪化、最終的に金融恐慌前後を乗り切れず、昭和銀行と第十銀行に分割譲渡を決定した。泰昌銀行は大正2年に赤星が設立（資本金100万円）、大正9年に十五銀行

の子会社となり同行の不良貸出整理の任務を負った。この業務の特殊性と十五銀行との関連で休業、その後営業を再開するが将来性を見切り、大半の資産負債を昭和銀行へ譲渡した。藤田銀行は大正6年に産銅業者藤田組が大半出資して設立(資本金512万円強)、急速に店舗展開したが預金吸収力は落ち、高利貸し資金を秘密裡を受け入れる等したが、貸出が固定化し、金融恐慌で預金が流出した。結局預金残高の90%に及ぶ日銀特融を受けて、昭和銀行・山口銀行他4銀行に営業を譲渡した。

IV 休業銀行の整理と昭和銀行の設立

タイトルが目次では「銀行休業——」となっているが、本文では「休業銀行——」である。当然後者が正しいであろう。昭和2年3月下旬段階にはなかった「休業銀行整理のための新銀行設立」方針が、モラトリアム明け1ヵ月の6月上旬には明確になり、同下旬には以下が決定された。

- 休業銀行整理方針：1. 重役の私財提供・債権債務整理で整理進捗を図る
2. 独立開業可能と、新設整理銀行への合併とに分ける
3. 預金者救済は小口(300, 500円未満)は整理後に支払い、大口(500円以上)は支払い猶予

整理銀行設立大綱：1. 全国の休業銀行を対象にするのが理想だが、実際には東京、名古屋、大阪、横浜にな

ろう

2. 公称資本金5,000万円
(払込資本金1,250万円)
3. 株式は発起人(主にシ団銀行)引受で公募せず
4. 銀行業務の経験を積んだ人間に経営させる

9月下旬の決定では新設される「株式会社昭和銀行」は資本金1,000万円(1/4払込)、20万株中5万株は公募、残りは3ランクに分かれた銀行グループ(各5銀行)全15銀行に割り当てた。開業は12月1日である。合併整理を目指した4銀行は、年末を控えて大蔵省の出した「年内預金支払便法」(12月5日)に従い小口預金の支払いを行い、大口については昭和銀行が日銀特融を受けて支払い開始した。当初は和議手続きを予想したが、結果はほとんど和議によらずに整理を済ませた。預金払戻率は55~67%に上った。休業銀行資産は簿価の4割強の価値しかなく、差損は自己資本、震災手形の補償と利子免除、重役提供資産で補填された。

V 昭和銀行の業務の展開

昭和銀行は単独で16年以上活動し、太平洋戦争中の銀行合同勸奨で44年8月に安田銀行(現・富士)に吸収合併された。その間の業務状況が店舗・人員・資産負債・取引先・貸出金・店別預金・損益・不良資産整理状況・役員幹部社員とあらゆる面から分析されている。資料のカバー期間は27年-37年、場合により39, 40, 42年である。店舗数(28年6月末ピーク)の激減過程(至31年末)は三十四銀行・明治銀行・愛知銀行への譲渡(他地域進出を助ける)等、整

理銀行としての活動を示すものである。人員も整理された。他方、貸出面では引継ぎ「灰色債権」を整理しつつ新規の貸出を伸ばすことは困難で、余裕資金は国債等の安定的証券投資に向けられた。前身銀行から引き続いて昭和銀行の取引先になった企業は少数である。34年当時の本店営業部の手形貸付の6割強は大企業、短資業者、不動産子会社向けであったが、39年には大企業向け融資がかなり後退する。31年以後開始された配当は5%水準である。整理銀行として注目される不良資産の整理状況について直接に示す資料がないが、いくつかの資料から著者は子会社の明和不動産による処分は「日中戦争、第2次大戦準備に伴う軍需ブームに恵まれて継承不動産の整理が一段落」、昭和銀行自体の資産整理は「日中戦争期の軍需ブームで他業務へ転換」と見る。

VI むすび

現下の金融危機対策関連で重要と思われる論点として、以下があげられる。

1. 整理過程での株主責任の追求の意味
2. 昭和銀行に対する日銀特融（公的資金）
3. 引き継いだ「正常債権」の昭和恐慌による劣化と整理の長期化
4. 昭和銀行としての新たな融資先
5. 人材の供給源

休業銀行救済から学ぶもの

金融恐慌を1927年前半の数カ月に閉じ込めて毎日の展開を追うことを最も狭義の、デイリー・ベースの分析（例：銀行問題研究会『銀行論叢－昭和金融恐慌史』昭和2年7月）とすれば、通常の第1次世界大戦中の経済発展とバブ

ル化から説き、その最悪の結果として捉えるのが1サイクルの景気変動型分析である（例：高橋亀吉・森垣淑共著『昭和金融恐慌史』昭和43年10月）。後者は政治的判断の誤りに焦点を当てることが多い。これらに対して本書は第2次世界大戦により区分される日本経済の戦前期数十年という最も長期的なスパンで捉え、第1次世界大戦中後の産業構造転換への動きとその後の政策的対応、および休業銀行の整理銀行として設立された昭和銀行の活動の全容を追求したもので、極めて興味深い。恐らくは昭和の金融恐慌分析の方法として、これを超えるものはないのではないと思われる。読みながら触発されるところが多かったので、いくつかの点について考えをまとめておきたい。

第1に、市場と政策について。日本の戦前期の4/5に及ぶ期間は自由市場経済である。金融恐慌に至る過程では自由市場の結果とそれに対する政策の強化とが交互に読み取れると思われる。第1次世界大戦中・後のブームと産業構造の転換への動きは国際的な、大きな市場の需給の結果である。反動恐慌、関東大震災と震災手形延期の過程は、弱小企業の整理の延期・温存という政策の表現である。その結果である金融恐慌は再び市場の直接的な力が、破壊力の形で発揮されたものである。これに対する金融政策は、「恐慌以前に準備された」諸法（震災手形善後処理法、銀行法等）と、「恐慌対策」諸法（台湾銀行救済法等）、「事後処理」（昭和銀行による休業銀行整理等）に分かれる。整理延期・温存政策は成功しなかったが、恐慌善後対策はどうにか成功した。この成功が、銀行法の成立と施行の成果とあいまって、以後の金融統制政策の地ならしの役割を果たしたと見るべきであろう。平時緊急事態処理の成功が時期的に戦

時政策に直結したのは日本の特殊性であるかもしれない。

第2に、金融恐慌の現象的な「火種」であった震災手形（数次の延長を繰り返した後の不良債権化した銀行資産）について、銀行にとって不良貸出となったものの内容を詳細に見て、本来は第1次世界大戦中・後の弱小新規産業・新規企業貸出であり、反動恐慌以後の不況過程で不振に陥ったが政府としては何らかの保護育成策を講じなくてはならない性格のものであったとする指摘は、戦前産業構造の変遷に造詣の深い著者ならではのものであろう。表面的な放漫経営、会社を食物にする経営者といった理解（端的には高橋亀吉『株式会社亡国論』昭和5年）ではこの過程は解けない。とはいえこれも単純な構造変化論ではなく、一方では旧産業の疲弊が、他方では新旧産業ともに日本の銀行の特色であった「機関銀行」性が絡んで理解されるべきものである。

第3に、休業銀行の整理の具体的過程が詳細に分析されたことは非常に興味深かった。戦後も後半期の人間はやはり「護送船団型銀行行政」の甘い毒汁に骨絡みとなっており、「ペイオフは2001年から、それまでは預金全額保護」と宣言されるまで「預金保険法によるペイオフ」の意識も持っていなかった。実際には昭和46年預金保険法公布施行以来法的にはペイオフが存在したのであるが。預金保険制度がなかった戦前のこの時代に、休業した銀行は整理方法に関していかに預金者＝債権者の合意を取り付けたか。すべての例においてなかなか全員による調印決定は進まないが、他方で和議が進行するとその進行が圧力となって結局は調印決定に結果する。実際に和議で整理を決定したところとはほとんどない。このあたりは関係取引業者が

債権者である製造業の整理・和議、担保処理等の過程とは決定的に異なるところであろう。さらにその整理過程でとりわけ小口預金者に対する「便法支払」が大蔵省によって提案されたことは興味深い。小口の大衆預金保護は最低限この時期にも実現されたのである。この後は預金保険制度ではなく銀行整理・合併と金融統制により銀行の信頼を回復し、大衆預金保護を図ったのが日本の金融政策であった。

第4に、証券市場との関係を断片的に読み取るならば、休業銀行において有価証券投資の失敗が——若尾銀行を除き——見られなかったことは面白い。大戦中・後の株式ブーム期に多数の銀行が株式・債券投資をしなかったわけではないが、それで失敗したものはすでに破綻しており、この時期までもたなかったのかもしれない。28年施行の銀行法は証券業務を含む銀行の他業兼営を禁止したが、公社債引受で著名だった神田銀行は金融恐慌最中に破綻・解散し、藤本ビルブローカー銀行と小池銀行は経過期間内に証券会社に転換した（33年藤本ビルブローカー証券、後に大和証券、30年小池証券、後に山一証券）。銀行の専業主義が強化された点では現在と逆方向に動いたのである。

第5に、昭和銀行の創立委員長は日本興業銀行総裁の小野であり、休業銀行の整理・救済の受け皿銀行の設立には、大蔵省の筋書きと救済金融機関としての興銀の経験、そのうえに銀行界全体のものとして整理・救済を把握する証明としての個別銀行出資があったと見られる。

さて、以上のような興味深い論点に溢れているにもかかわらず、本書は昭和金融恐慌の全貌を解明したものとはいえない。ここに取り上げられなかった台湾銀行と十五銀行の預金取り付けと整理、単独開業までの過程が、恐慌最中と

その後の過程にとって相当の質的量的重要性を持ったであろうからである。両銀行を除く前提の下に分析している以上、このことは本書の評価をいささかも落とすものではないが、やはり両銀行の救済過程と執拗に対比検討することが試みられてもよかったのではないと思われる。

市場と行政は金融恐慌から何を学んだか

金融市場の片側の参加者すなわち零細預金者はこの金融恐慌から「銀行が休業した場合に預金は半分しか返らない」ことを学んだ。となれば休業しそうな銀行に預金することは選べない。多数の預金者は、国営金融機関であり最も信頼性の高いと信じられる郵便貯金を選び、あるいは民間金融機関であるならば最も信頼性の高いと信じられる三井銀行（当時最大の財閥系銀行）を選んだ。元本保全を第1に選んだ市場は「超保守的」になったわけである。そして、金融恐慌から70年、97年秋の信用不安の後、やはり市場は同じ行動を示した。すなわち、郵便貯金と東京三菱銀行（当時最大の民間銀行）を選んで預金が流れたのである。この選択に対して、金融市場のもう片側の参加者である金融機関は70年前には積極的には為す術がなく、資金の偏在が生じ、現在は積極的に他業務の開拓が

行われている。

金融行政は、2度とこのような金融恐慌を起こさないことを、起こすべきではないことを学んだ。関東大震災のような天災時のモラトリアムとは異なり、金融恐慌最中のモラトリアムの実施は当時の為政者には苦い経験となった。モラトリアムの実施自体は政策的判断であるが、それにより市場は凍結されてしまう。市場の凍結そのものが目的であるとはいえ、凍結された市場、資金が流れなくなった市場の回復には予想されうべくもない極度の困難が伴う。昭和銀行の不良資産処理に十数年がかかったことはその一つの象徴であろう。金融恐慌の再来を防ぐという暗黙の政策は日常的には市場統制、規制の強化による市場の安定性確保となり、他方で1965年証券恐慌のような危急時には日銀特融の実施で危機を証券市場の内部に囲い込もうという政策が取られて金融恐慌が未然に防止されている。

金融恐慌は現実存在した悪夢である。市場参加者や金融行政が過去にこのような非弾力的対応策を取ったとしてもいたしかたあるまい。しかし、現在の金融市場では「市場重視」「行政の事前指導は後退」している。新たな金融恐慌の勃発には新たな対応策が必要であり、過去は必ずしも役に立たないかもしれない。

（当所東京研究所主任研究員）